

## ユニット型指定介護老人福祉施設設備基準に関する特例

(ユニット型指定介護老人福祉施設の共同生活室に関する特例事業 国家戦略特別区域の指定に伴う  
ユニット型指定介護老人福祉施設の共同生活室に関する特例について 平成28年3月18日 事務連絡)

### 特例措置前

○自宅に近い環境で介護を行うユニット型指定介護老人福祉施設における「共同生活室」については、現在、ユニットごとに1つの設置を求められている。

(規制の根拠)

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十九号)

### ニーズ

○「介護現場へのロボットの導入をより一層進めるため、現場での実証・実装を行いたい。

○介護現場でどのようにロボットが活用できるのか基準をつくりたい。

### 特例措置

○介護ロボットを導入してユニットケアの実証実験を行う場合は、隣接する2つのユニットが、1つの共同生活室を一体的に利用することを条例で定めることができる。

#### 厚生労働省通知抜粋

国家戦略特別区域内のユニット型指定介護老人福祉施設において、介護ロボットを導入しユニットケアを実施し実証実験を行うことを、当該国家戦略特別区域の区域計画に記載し、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、「ユニット型個室の特別養護老人ホームの設備に関するQ&Aについて」(平成23年12月1日厚生労働省老健局高齢者支援課・振興課事務連絡。別紙参照。)を適用せず、共同生活室について、隣接する2つのユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有するものとして、条例において定めることとしても差し支えないことといたします。

### 効果

○介護職員の補助・代替機能を有するロボット技術の開発・改良を促進。

○隣接する2つのユニットが1つの共同生活室を一体的に利用することにより、入所者間の交流を通じた満足度の向上、介護職員の作業効率化・負担軽減。